

「一時保護所」に“住む”子どもたち

新建築家技術者集団 2024 年研究集会 | 分科会「生活と福祉」 |

| 2024 年 11 月 30 日 |

建築工房匠屋 大崎元 <文書報告>

「一時保護所」に“住む”子どもたち

一児童福祉法の“措置”を待つ子どもたちが“入所／住む”「一時保護所」の「これまで」と「これから」一  
(前振りとして)

分科会主旨では「いわゆる”脱施設”」がテーマに挙げられています。「施設的でないこと」は建築的課題  
になって久しく、「住まい」と「施設」の“間”を探る取組みは「居住支援」方面からも始まっています。

たとえば直近では、包括的居住支援研究会「2024 年度包括的居住支援の確立及び実現に向けた調査研究」第 1  
回公開研究会「住宅の包括性と施設」2024 年 10 月 8 日、一般社団法人全国居住支援法人協議会

一方、ここで対象とする児童相談所付属の「一時保護所」はそうした動きとは一線を画します。

もともと「一時保護」が閉鎖性の高い「措置」対応であるのに加えて、2000 年以降顕著となり未だに  
増加傾向が止まらない子どもへの「虐待」が加害者からの追及という場面に連動し、「所」の秘匿性と  
閉鎖性を拡大解釈しながら固定・前提化しています。”脱施設”が「開かれた」り「分散」することで可  
能性を高めるという建築的方法論がほとんど議論の俎上に上らない、という段階です。

子どもたちの語りでは、「一時保護所」はどの児童福祉施設よりも自由がなく規律／規範的な管理／監  
視さらに鑑別／矯正的な視線が充満している“場”であり、半世紀も前に批判された「全制的施設 Total  
Institution」を思い出させる「施設」的／性を残します。もちろん大半の現場では、管理でなく支援、  
さらにケアを重視し、「国連子どもの権利条約」からの権利養護や子ども参加に取り組んでいます。

残存する「全制化／性」は、地域・施設格差の存置と相互の透明性の少なさから、ともいえます。

全制的施設とは、E.ゴッフマン著、石黒毅訳『アサイラム—施設被收容者の日常世界—』1984 年 3 月、誠信書房

「一時保護所」は「施設」の抱える排除と囲い込みの装置性を強く持ち続けている“場”と“所”であり  
「施設」的／性の“極北”に位置するとも言えると思います。そして、それに続く「措置」を前提にした  
児童福祉施設のような「措置施設」にも、多かれ少なかれ同じような課題が散見されるようです。

“極北”を見ていくことも”脱施設”の道程で課題や可能性を考えるきっかけになるのではないかと。

「措置施設」と「契約施設」については、厚生労働省「社会福祉施設の利用契約制度と措置制度別概要」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/xls/shakai-fukushi-shisetsu1a.xls>

\*)ここでは“一時保護”の“場”と“所”が抱える実態や課題の詳細については報告しません。これまで「閉  
じられた／見せない」世界の中で抱え込んできた課題は多様・多重で複雑に錯綜しており、その一方的  
な説明／解説は“一時保護”の実際、“場”と“所”の実際を見誤らせる可能性があるからです。とはいえ、  
すでに「見える化」は始まっており、様々な情報が出てきつつあります。そうした「見える化」を受け  
てのように、立法や行政による「一時保護」に焦点をあてた制度や法も出てきました。その中には、  
後述のように空間／環境構成に関わる基準もあります。福祉分野、社会学分野、さらに心理臨床分野な  
ど多くの場面からは、空間／環境構成の視点からの知見と協働が要請されています。とくに、これまで  
「見えない／見てこなかった」「措置」「保護」を社会的課題とする「施設」の”脱-施設“あるいは“間-施  
設”化は建築の課題でもあり、“脱-分野”“間-分野”の取組みとして継続的に関わればと思います。  
研究集会や分科会での継続的な議論やその他の場での議論も期待しつつ、報告します。

## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

### （“一時保護”の実際）

#### 「一時保護所」の法的根拠

戦後、昭和二十二年法律第百六十四号として制定された「児童福祉法」は、度々の改正を経て直近では、令和4年法律第66号「児童福祉法等の一部を改正する法律」に至ります。

その中で、「第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。」とし、令和6年4月1日現在、児童相談所数=234か所、一時保護施設数=154か所です。設置自治体は都道府県、政令指定市のすべてと、設置できる自治体として特別区、中核市があり、近年は既存建て替えとともに政令指定市での増設（管轄区域の再編）、大半の特別区での設置あるいは計画、中核市の参入など、設置数増加と建築・建設事案の拡大があります。

なお、これまで「一時保護所」としていたものを「一時保護施設」とした経緯については不明です。

児童福祉施設の多くは「措置施設」に位置づけられ、個人の自由契約を基本とする「契約施設」とは異なり、公的／法的「措置」によって入所が措置されます。「一時保護所」はそうした児童福祉施設や里親などに「措置」される前に、子どもたちが「緊急保護」されて「一時」的に“居る”「所」です。

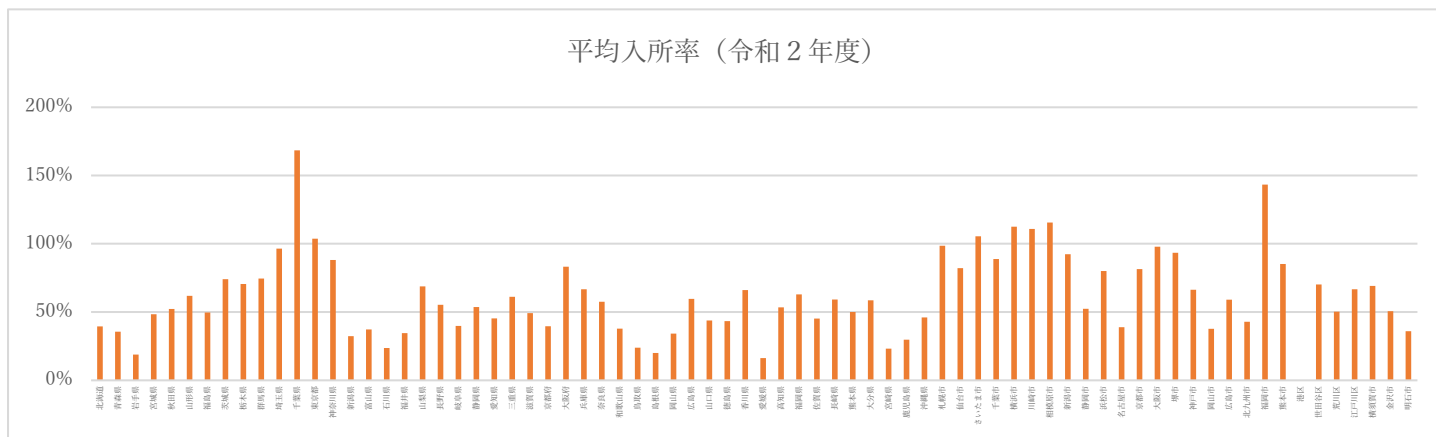
戦前にも同様の役割を有する「収容所」はあり、戦後も戦争孤児の急増などに対して（昭和二十二年法律第百六十四号）「児童福祉法」第十七条 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない」とされてきました。

### “一時保護”の“場”

児童相談所を経由しての“一時保護”には、「一時保護所」と“委託一時保護”として児童福祉施設などに委託されるケース、里親委託などがあります。民間法人の児童福祉施設の中には「一時保護専用施設」を整備する事例も出てきています。グループホーム的な別棟を用意するところが多いようです。

“一時保護”の“場”と“所”を考えていく上ではそうしたすべてを俎上に挙げる必要がありますが、公設公営の「一時保護所」はその歴史や受付対応の規模、施設としての機能性の完結などから鑑みても先導的 position にあるといえます。

これまで「一時保護所」や一時保護行政は「児童相談所設置自治体」の中で孤立“村”化してきて、相互の交流に乏しく、地域格差も顕著であることが指摘され続けています。

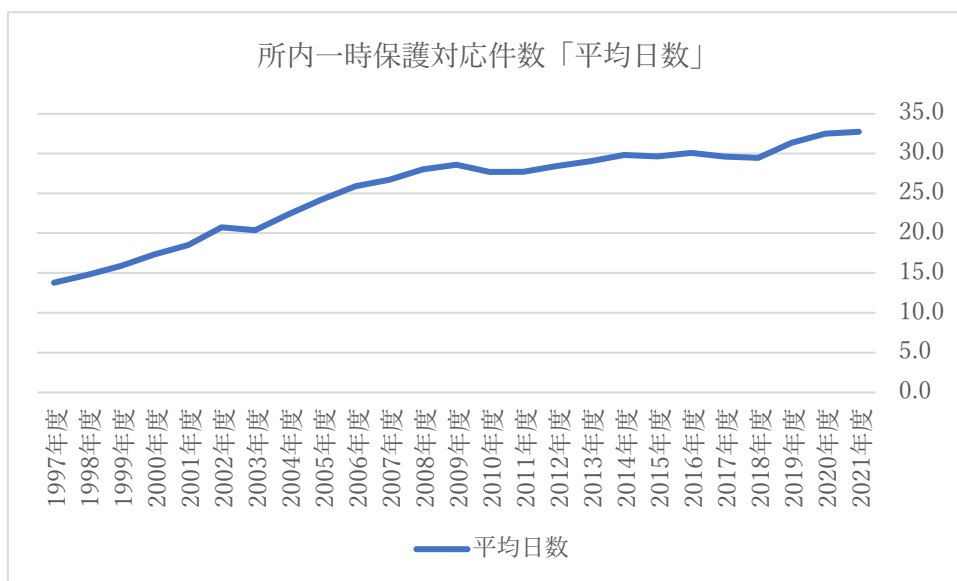
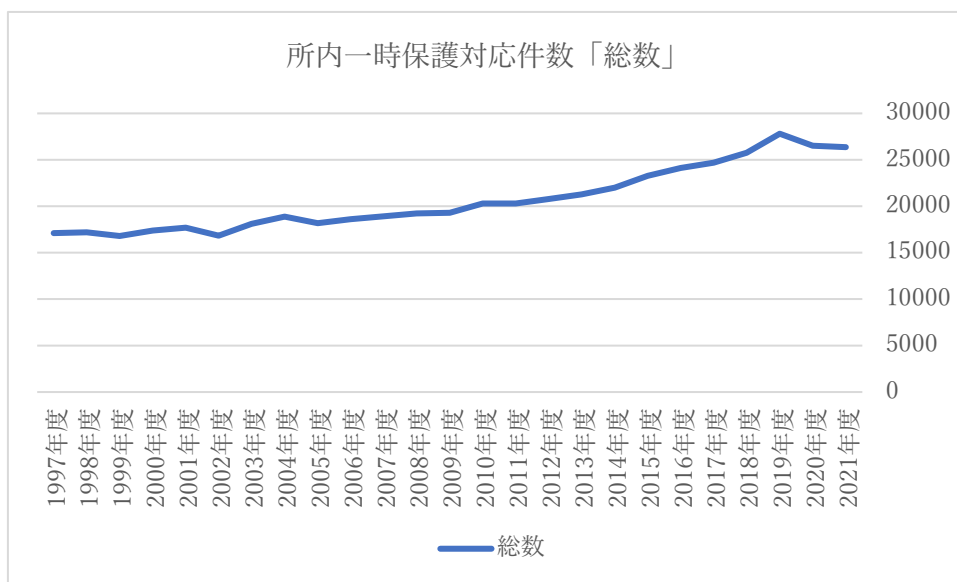


### 「一時保護所」に“住む”子どもたち

一方で、全体としてみても“一時保護”される子どもの数は増加し続けており、さらに「短期入所」である／をめざすはずの平均入所日数も 30 日＝1 ヶ月を超えています。

2 ヶ月を超える子どもも多い。厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（旧版）」第 5 章一時保護には、児童福祉法においては、従来一時保護の期間は定められていなかったが、児童虐待防止法において、児童福祉法に基づく一時保護の期間を原則として 2 月に限ることとされた。もっとも、施設入所のように児童福祉法第 27 条第 4 項のような保護者の同意を要する旨の規定はなく（すなわち職権で実施できる）、（児童福祉法第 27 条の 3 の規定からして、子どもの行動の自由を制限できると解されるので）子どもの意思にも反して実施できる。関係者の意思に反して行う強制的な制度は、通常は裁判所の判断を必要とするが、児童福祉法の一時的保護については裁判所の事前事後の許可も不要である。このような強力な行政権限を認めた制度は、諸外国の虐待に関する制度としても珍しく、日本にも類似の制度は見当たらない。

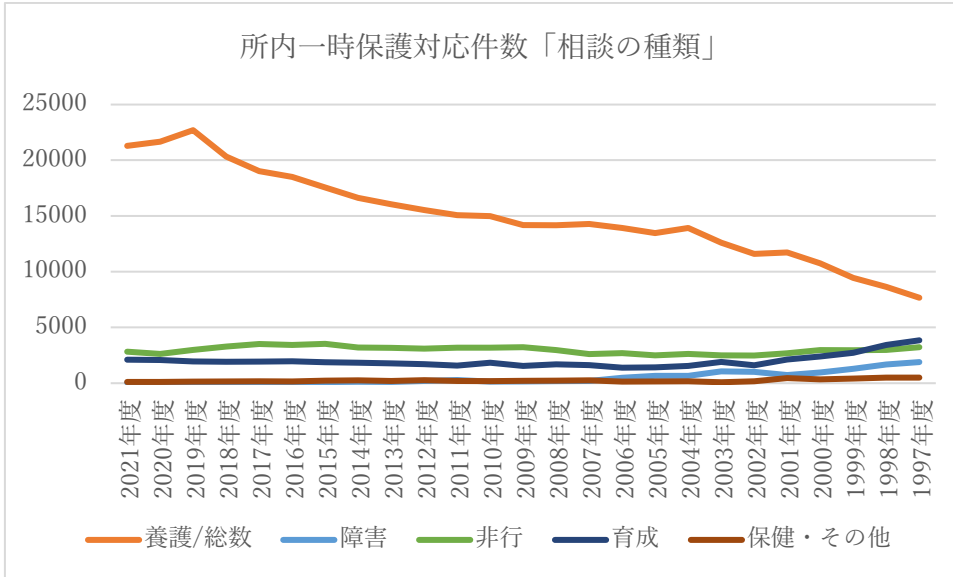
「長期化」と「処遇困難」層の増加、さらに「リピーター」の固定化など、多々の課題が集中します。



### 「一時保護所」に“住む”子どもたち

(「一時保護所」に“居る”子どもたち)

「虐待」事案の急増とともに、子どもに対する DV や性的虐待とそれに続くトラウマ、PTSD そして発達障害など、さまざまな子どもの“内的”な課題が語られています。そして、それらのボーダーライン層の多さと複雑さも見え隠れします。そうした課題のほとんどは、「社会的」に生み出された“外的”な期限を持つとされています。



(“一時保護”を取り巻く社会状況)

「虐待」事案の急増による「保護」のあり方の変化が、“一時保護”の“場”と“所”を取り巻く空間／環境構成課題の変容にもつながっています。

### 全国児童相談所・市町村における児童虐待対応件数



児童相談所での令和4年度児童虐待相談対応件数は219,170件(速報値)。ちなみに、令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)で新生児の出生数727,277人。単位もカテゴリーも異なり、「比較」という方法は意味をなさないが、この「数値」「ランク」をどのような感受性をもってどう捉えるか・・・もしかしたら「(被)虐待」は子どもにとって「例外状態」でなく「常態／通常世界」になってきた？

## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

### （「一時保護所」の建築実態）

「一時保護所」は児童相談所に付属する公設公営「施設」であり、「一時的」な保護「収容」の「所」であったことから、その「設備設置基準」も長い間「児童養護施設」に準じるとされてきました。

独自の基準が必要との意見はずっとありましたが、「一時保護ガイドライン」が平成30年(2018)、法令の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」は「令和六年内閣府令第二十七号」（2024）です。

そのなかで「一時保護施設」の役割は、以下の2つです。

「緊急保護」

「アセスメント」                      この中に「短期入所」が位置づけられる

かつては「緊急保護」「アセスメント」「短期入所」、さらにその前は「緊急保護」「行動観察」「短期入所指導」と言われてきました。既存の多くの「一時保護所」にはこれら“かつて”の視線が残存します。

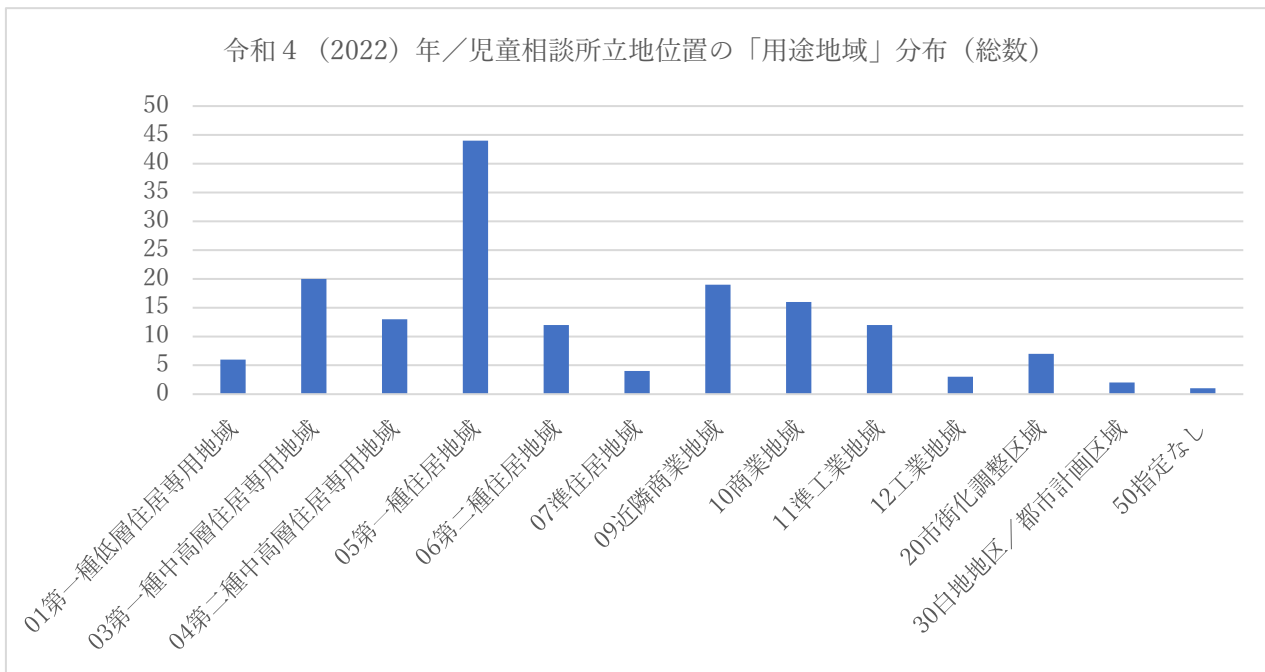
### （「一時保護所」の概要）

#### “立地”

「一時保護所」の住所は非公開で不明のため、所属する「児童相談所」の住所から立地特性を推定しました。「児童相談所」に物理的に「複合化」されて併設あるいは隣接する場合があります。

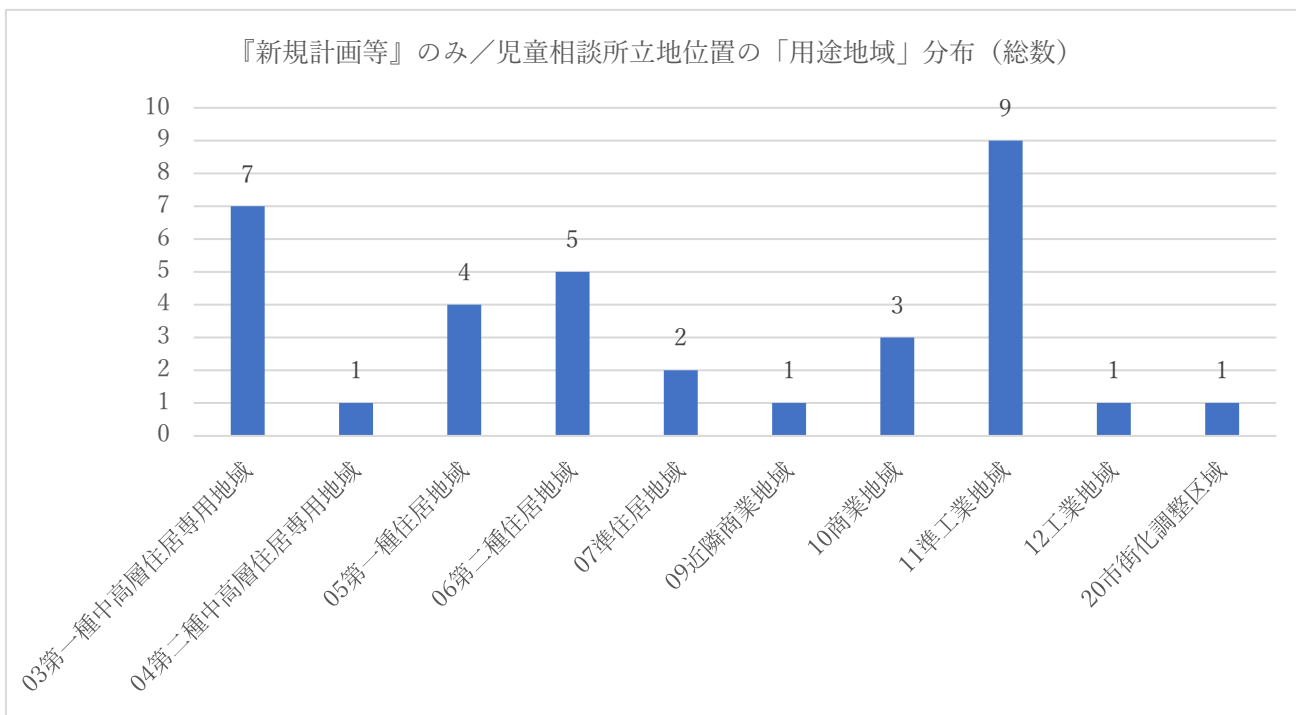
公設公営の「施設」で公共用地に建てられる「児童相談所」は、「社会的養護」に関するその地の「公共」の考え方が反映しつつ、現実の用地選定の制限など、さまざまな要因で立地位置が決定します。

これまでの基本は、商業中心でなく、低層の住居地域でもない、交通利便性などの都市的機能とのつながりを想定して建てられてきたと思われます。容積率200%、建ぺい率60%の用途地域が中心です。



しかし、行政公開資料から抽出した「新規計画等」をみると、これまで最も多かった「住居地域」よりも、中高層住居専用地域と潤工業地域が目立っています。どちらも、マンションが立地する／し始める地域です。実際にマンションから見下ろされる「一時保護所」も増えています。外からの視線（追及者と近隣住民からの）に閉鎖的な「施設」の窓は、ずっとカーテンが掛けられ、閉まったままです。

「一時保護所」に“住む”子どもたち



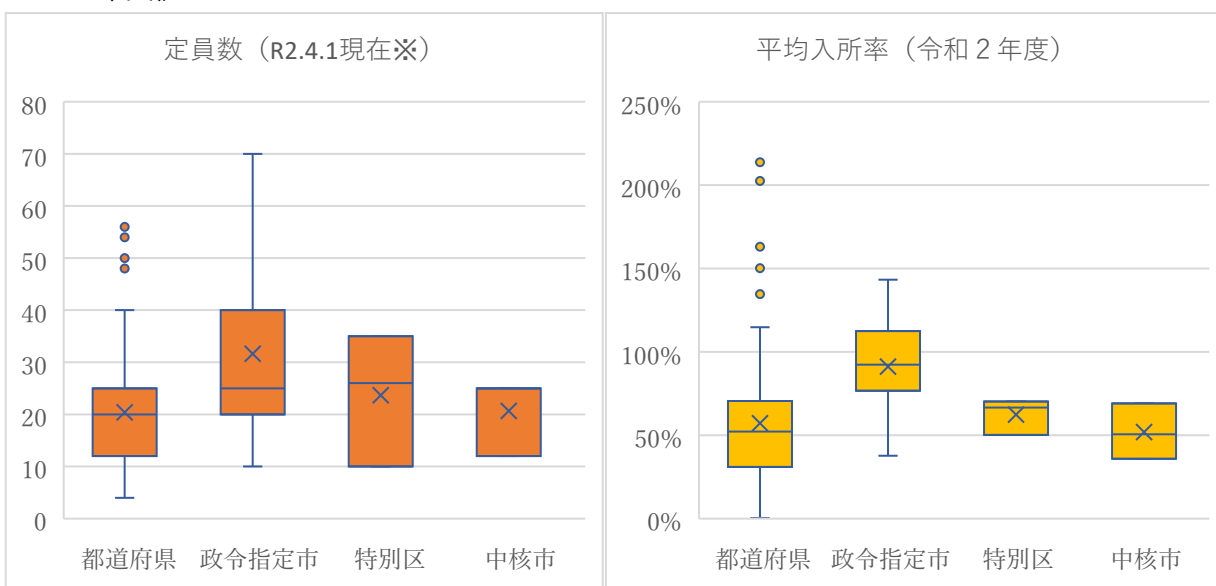
“定員”と“入所率”

“定員”は 70 人に上る大規模施設もありますが、ほとんどは中規模に収まります。“入所率”も 100%を超えるところはありますが、特定の「所」だけが“重い”困難状況を抱えており、そこでの課題認識が“一時保護”の課題を一方向に引っ張ります。「増大」の不安が「小規模化」への志向を押しとどめて、「施設」の改変、建替にあたっては“既存”バイアスともいえる定員数の維持に定着する傾向があります。

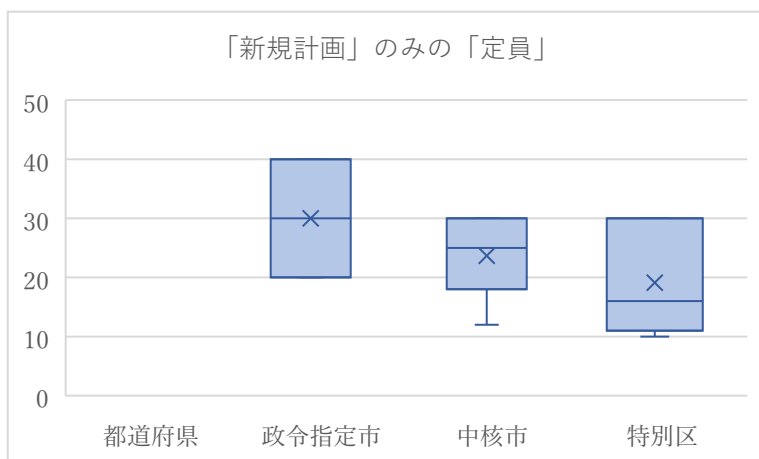
定員数 平均入所率

平均値 22.58 63.56%

中央値 20.00 57.15%



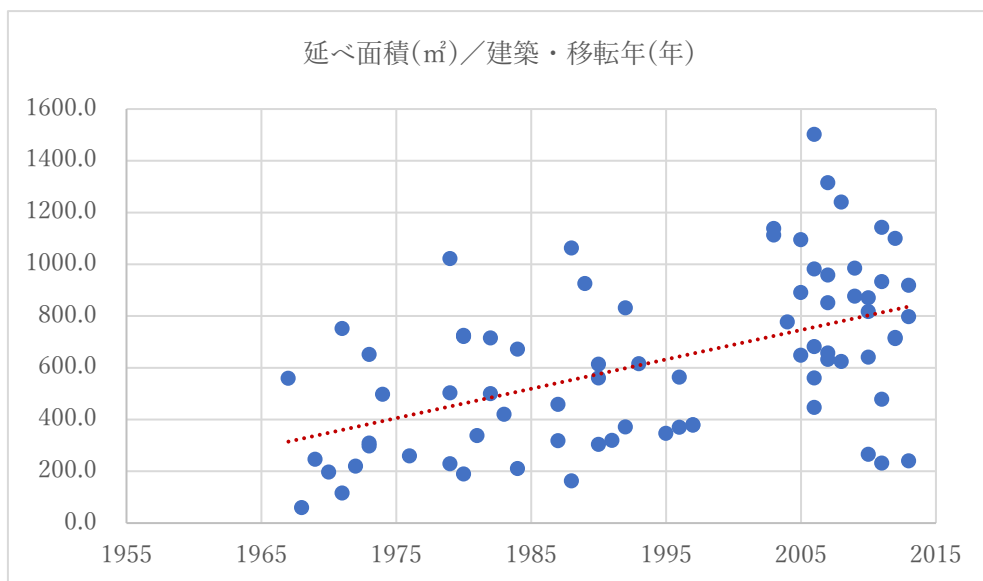
「一時保護所」に“住む”子どもたち



“規模”

建物面積からみれば、その大きさにはかなりのばらつきがあり、定員格差と地域格差が錯綜して表れますが、時間軸で見ると、建築年が新しくなるにつれて「一時保護所」の面積が大きくなっています。

(資料) <その2>でみるように、時代が近づくにつれて、「家庭」を目指す生活領域、「学校」をめざす日中活動領域のどちらもが、機能の分化と多様化を進める中で、「施設」規模も大きくなります。



建築としてみれば、その機能を分化し多様化し、内容を充実しようという傾向は見えますが、“既存”バイアスに捕らわれて、本質的な課題の確認や変えていくことへの方法論が見えていない／見ようとしていない、という印象です。

長幼の混合処遇や“一時”的“保護”という性格上、子どものニーズ Needs を子ども参画で表現してもらうことは難しく、“一時保護”にある子どもがどのような“実際／現実”Reality にいるのかも把握し切れていません。それを翻訳してくれるアクターActor としての職員スタッフ／支援者も、“一時保護”のあり方を検討する「構想」「計画」段階には参加できていないのが現状です。

建築技術者の役割として、その中間をつなぐ（実務とは別の）“活動”が必要ではないかと思えます。

## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

### 「所」と「施設」

「一時保護所」は「所」であり、児童福祉「施設」のように制度的に規定され、建築的にも規定／規範化された社会的装置ではありません。長い間その「設備基準」は「児童福祉施設に準ずる」として明確化／主題化されてきませんでした。私たちの調査研究も“一時保護”にとっての“場”と“所”のあり方を、現場から、子どもたちと支援者の視点から見直していくことが出発点です。

しかし、「一時保護所」での“一時保護”の長期化や「虐待」を起点に子どもの抱える課題の多様／複合／重層化などは、「一時的」な「所」として対応／対処できるのか／できているのか、という課題認識も生まれてきます。「所」内での「家庭」的規範空間と「学校」的規範空間の分立化と重装備化などはその現実の表れかもしれません。政策制度上でも、“一時保護”に特化して制定された初めての法律「令和6年4月1日施行／令和六年内閣府令第二十七号／一時保護施設の設備及び運営に関する基準」では、「一時保護所」でなく「一時保護施設」を検討枠としています。

“一時保護”の“場”と“所”において、「施設」としての“保護”のかたちと「住む」を想定した“保護”のかたちは様々な場面で齟齬を来しながら、それでもまだ、議論の俎上にすら上っていません。

### 内的世界での課題

“一時保護”の“場”と“所”、そして“公”が設定した「一時保護所」では、その内的世界のなかで“保護”から“住む”へ、“住む”と“保護”の共存へと、空間／環境構成に直結する課題の拡大と変容が続いています。その方向は、「施設」に仮定された「集団」性と“住む”ことから延長された「個」の両方向への極相化に見られます。とくに、「個室化」が「個」への極相化として動き出しており、さらにその先に「要保護者」の「医療化」という可能性が模索されています。「集団」への極相化は「日中活動」の多様化と規範化との間で分極しています。ただしそれらはどちらも、社会的規範の枠組みから抜け出しているわけではありません。「一時保護所」では、近代家族規範の“場”である「家庭」と近代教育規範の“場”「学校」だけが参照され、空間／環境構成においても強く規定しています。近代的「家庭」と近代「学校」が子ども期を囲繞／囲い込んで限定／支配する二つの枠組みであり、それ以外を「例外状態」としつつ、「逸脱」を権力装置で補足するという構図は、現実に近いかもしれません。

まずは、二律背反する課題の調停（解法ではなく、課題の共有と継続的な理論と実践のやりとり）を、空間／環境構成の場面でも取り組んでいく方法を確立することが私たちの、そして建築テクノロジー Technology（科学技術／とくに社会“科学”と“場”を構成する設計“技術”）の課題ではないかと思います。

以下は、その検討課題の一つとして「家庭的」という言葉を軸に課題を考えてみた「問い」の例です。

「問い」： “社会的養護”や“一時保護”における「家庭」的とは何か－「家庭的」施設とは何か

建築的知見と福祉の理論と現場、社会学、心理臨床、教育の理論と現場などの“交差点”を創っていただければ、と思っています。なので、考察の否定／批判を通じて「問い」を豊かにしていければうれしいです。



## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

### 「問い」：“社会的養護”や“一時保護”における「家庭的」とは何かー「家庭的」施設とは何か

#### 「家庭的」という設計要件

近年の「一時保護所」の新規計画等では、設計プロポーザルなどの「設計条件」に、「家庭的」であること、できるだけ「家庭的」な雰囲気をもつこと、といった「要望」が頻出するようになりました。

「社会的養護」に関する「ビジョン」や「あり方」でも言及され、現場からも「家庭的」な対応が子どもとの関係づくりに有効であることが語られており、対語の「施設の」であることの問題点が強く指摘されることから鑑みても、建築計画において「家庭的」の意味するものを実体化する／したいという思いは多くの設計者にあるようです。

しかし、建築計画論として「家庭的」というプロトタイプもステレオタイプも（山本学治氏の論点から言って）存在しません。「家庭的」は場や空間の中での自己と他者、人相互の関係性によって全的に規定され、その結果として初めて、“場”と“所”に表出する性格でしかないのではないか、と思います。

空間／環境構成の取り組みとしては、反「施設の」を目指して、これまでの施設の空間「とは違う」所を探しながら、ずっと「あらず、あらず」の方法を重ねていくしかないのかもしれないかもしれません。木材／木質を多用して私たちが繊細だと思えるスケールの空間をつくっても、それが「施設」の標準になれば「施設の」を表象するサインになっていきます。そのサインを子どもたちは敏感に察知します。

#### 「家庭的」をどうとらえるか

そもそも、家庭から家族からはじき出され、逸脱した／させられた子ども、家族／家庭から排除され、愛着を抱える移行空間を知らないで育った子どもたちにとって「家庭的」とは何なのか。

この問いは、施設と住まいの間を脱構築する建築のあり方を考える最初の一步になるのではないかと、思いつつ、まずは、公設公営で閉鎖性を強く要請されてきたこれまでの「一時保護所」に内在する近代規範に取り込まれた空間／環境構成の様相を探ってみようと思いました。その際、子どもを社会体制に包摂する／囲い込む近代規範の枠組みとして、「家族／家庭」と「教育／学校」を想定しました。

「一時保護所」の系譜を（恣意的に、ではあっても）概観すると、閉じた世界の中に（他の児童福祉施設以上に意識的に、かなり無理繰りに）擬似的な「家庭」と「学校」を包摂し、徐々に、紆余曲折の時間差や地域差は大きいけれど、両者の混在から個別の独立、個々の充足度の高まりが見えてきます。

#### → (資料) <その2>

では、そうした規範的枠組みの空間／環境装置に対して子どもたちはどのように応答しているのだろうか。それを四象限で仮定してみました。

そこからは、「一時保護所」内での擬似模範的な「家庭」「学校」を通じて、（実現できるかどうかは別として）“自分たちの居た世界の”「家庭」や「学校」に“回帰”したいという子どもたちともに、強く“拒絶”する子ども、そして“無”に留まる子どもがいるという印象を受けました。

#### → (資料) <その1>

様々な社会学的知見からは、社会的養護の一つのかたちを代替する「施設」というあり方が、「家族／家庭」という近代規範へ依拠することにも疑問が付されています。そのことも視野に入れつつ・・・

## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

(その先に)

本報告はここまでですが、「一時保護所」の空間／環境構成として、“回帰”する子ども、“拒絶”から“逸脱”する子ども、“無”に留まる子どものそれぞれに必要なあるいは有意味な空間／環境構成課題として、私たちの研究では「居場所」を考えています。

### 「居場所」

「居場所」が子ども“自己”と様々に位置づけられる“他者”との相互の関係、とくに相互依存関係を用意する上で重要な視点になると考えます。それは、心理臨床と社会学、個にとっての意味と関係にとっての存在理由を、様々な実践と理論化の往来／往復として積み上げてきたことがあり、虐待やトラウマの治療として「居場所」を考える心理臨床や、不登校・引きこもりなどへのフリースクールのような取り組みを考察してきた社会学の知見を、「一時保護所」さらに“一時保護”行為全般にわたって援用しながら、「施設的」な機能空間だけでない”もう一つの“空間／環境を定位したいと思うからです。

「居場所」論では、「居場所」と“他者”との関係を子ども心理としてあるいは子ども社会の中でどうあるべきか、どう構築していくのかといった当事者に立脚した「問い」が立てられています。「他者の中での一人の居場所」「愛着」を抱える「居場所」のような「居場所」の意味を探る必要があります。

人が居る・集まることが「居場所」であるとする一義的な視点、建築の「モノ」に視点を固定した捉え方、「ヒト」をモナドとして見ることなどに対しては、様々な疑義が語られます。

「建築学においては、物理的空間をデザインし、形づくるという学問の性質上、「居場所」をあくまで物理的空間としてとらえる姿勢がうかがえる。ある空間が個人にとって居心地の良い「居場所」となるためには、空間がどのような物理的特徴や性質を備えている必要があるのか、といった探求の方向性をとる。」

中藤信哉著『心理臨床と「居場所」』2017年3月、創元社アカデミア叢書 の末尾(注\*12)から

「居場所」を軸にした他の<報告>などとも交差できる課題を「一時保護所」や“一時保護”の“場”と“所”は抱えており、“脱施設”化とも合わせて、これからの「施設」のすがたを探っていきたいです。

### 「一時的」

さらに、「一時保護所」独自の建築論的課題として、「一時的」な建築とはどのようなモノなのか、どのようなモノでなければならないのか、その空間／環境構成とは・・・、という疑問が児童福祉の専門家から寄せられました。

その課題対象には「施設」に住む＝非住宅だけでなく「住まい」も含まれます。「仮設住宅」「バラック」から「住宅双六」の中での「寮・寄宿舎／下宿」「木造(木賃)アパート」「公団・公社(団地)」の位置づけ／意味づけまで、これまで当たり前のように“定住”＝“住民”として「住む」ことを考えてきましたが、そうではない「住む」あり方を建築学や技術者はどれだけ考えてきたのか。

「一時保護所」は「施設」でありながらそこに「住む」ための「所」であり、しかもその前提に、子どもが「措置」され終日集団で過ごしながら閉鎖された世界の中に「住む」といった、かなり特異な様相が現れます。しかし、そうした様相からは、「住む」ことの内実、さらに「施設」と「住む」をつなぐ課題などを見ることができません。

「一時保護所」に“住む”子どもたち

(資料)

“一時保護”された子どもにとっての「家庭」／「学校」

“一時保護”に“措置”される子どもの大半が虐待を受けて被虐待児」となった状況を見ると、多くの子どもたちは「家庭」から“はじき出され”、疎外、排除された経験を有し、「家庭」から「逸脱」を被ることによって「社会」から「逸脱」する。そうした子どもにとって「家庭的」とは何か、どんな意味を持つか。

そのために、“一時保護”に措置された／囲い込まれた子どもたちの「語り」から考える。

“一時保護”にいる子どもの「規範」的枠組みに対する応答のかたちを再考する。

子どもへの「規範」的枠組みとして「家庭」「学校」を考える。どちらも「近代」の創出と言われる。

その時々“権力”が「人」を包摂し守るとともに監視する“生権力”の表出のかたちとして、「近代」が用意した「規範」には、「家族規範」「教育規範」「労働規範」があるとすると、とくに“子ども期”には「家族規範」「教育規範」がその全体を包摂する。そうした「規範」の展開する場面であり表象ともなる“場”が「家庭」と「学校」と考えられる。

(教条的に捉えてみたが、実際の歴史的検討でははるかに複雑な軌跡と内容が示されている。あくまでも、建築計画を考えると時の手がかりとして)

近代家族規範の表象として／場としての「家庭」

近代教育規範の表象として／場としての「学校」

とくに公設公営の「一時保護所」では、その秘匿性にもとづく閉鎖的な「施設」空間の中で、子ども期の「一時」的≡一定期間の生存／生活を全的一体的に保持し「守る」ことが至上命令になっている。

「一時」の長期化、虐待による子どもの抱える困難状況の個人的／社会的複雑化などが背景にある。

そうした「閉じた」「一時保護」の“場”と“所”では、擬似的ではあるが「家庭」と「学校」という規範的な形式を、子どもを「守るため」あるいは「管理するため」に用意してきた。

「これまで」の公設公営「一時保護所」は閉じた一つの“場”“所”に子どもを近代規範として囲い込む「家庭」と「学校」を擬似的に想定／設定し、その純度を高めて「施設化」してきたのかもしれない。

では、そうした方向に子どもたちはどのように応じているのか、を考えるため、いくつかの子ども語りから「一時保護所」に底流する近代規範への関わり方を軸に四つの相を仮定し、課題を想定する。

<その1>は、“一時保護”下での数少ない子どもたちの語りを拾い出した記述と現場での語りをもとに、“はじき出された子どもたち”が近代規範（家族規範／教育規範）にどのように関わろうとしているのか、回帰を志向するのか拒絶か、を考えようとしたときの枠組。相互に少なからずの回帰と拒絶は想定できるが、現場語りにあるような「無」を抱える子どもたちの多さと拡大は、空間／環境構成を考える上でも大きな課題になると考える。そして、「無」の拡大は他の児童福祉施設／措置施設でも同様に・・・。

<その2>は、調査研究過程で入手できた図面資料から、あくまでも私見でしかないけれど、“一時保護”の“場”と“所”に表出／表現された「規範的」装置としての「家庭」「学校」を担う空間構成がどのように変遷してきたのかを大雑把に見たもの。実際には、“一時保護”自体に内在する非常に大きな地域格差や時代的な課題の移行などがあり、一義的に見ることはできないが、とりあえず・・・。

ちなみに「一時保護所」はきわめて秘匿性が高いため図面や写真は提示できない。ポンチ絵までで・・・。

## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

### <その1> 子どもの「語り」／子どもからの「語り」

「語り」としては「一時保護所」での語りと「児童養護施設」での回顧が主で、文献に頼っている。

- 神戸市『あすはいい日かな(神戸の児童シリーズ)―児童相談所一時保護児童のおもい』1987年5月,神戸市民生局福祉部児童相談所  
 慎泰俊著『ルポ 児童相談所―一時保護所から考える子ども支援』2017年1月,筑摩書房(ちくま新書)  
 田中れいか著『児童養護施設という私のおうち―知ることからはじめる子どものためのフェアスタート』2021年12月,旬報社  
 小野善郎,薬師寺真編著『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」―一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』2019年12月,明石書店  
 『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編『子どもが語る施設の暮らし』1999年8月,明石書店  
 同『子どもが語る施設の暮らし 2』2003年8月,明石書店

「一時保護所」の「中で」あるいは「出たときには」という子どもの思いを拾ってみた。

「語らない」子どもがその背後に膨大にいることを前提に、現場での支援者 Staff の語りも参照しながらではあるが、近代「規範」への回帰を求める子どももいれば、回帰を拒否／拒絶する子どももいる。

もし、子どもが「保護される／依存する」だけの存在であれば「規範」を受け売れるかもしれないが、「主体性」をもって自分たちを囲い込もうとする視線を「拒否」できる存在だとすると、「拒絶」の応答は支援者側の視線の問題、社会的養護の視線の問題にもつながる、いびつさを知ることになる。

(仮に) 子どもは自らの世界を知る「天賦の才」をもっているのかもしれない。アートの世界では子どもの「天賦の才」は当たり前のように語られる。大人になるにつれて消えていくことも多いが…。

なお、「規範」に取り込まれることを徹底的に拒否する子どもをそのままのかたちで受け止めて支援する“民間”の「一時保護」委託先の先駆的事例として「子どもの里」があり、村上靖彦が報告している。

- 村上靖彦著『子どもたちがつくる町―大阪・西成の子育て支援』2021年5月, 世界思想社  
 村上靖彦編著『すき間の子ども、すき間の支援―一人ひとりの「語り」と経験の可視化』2021年9月,明石書店

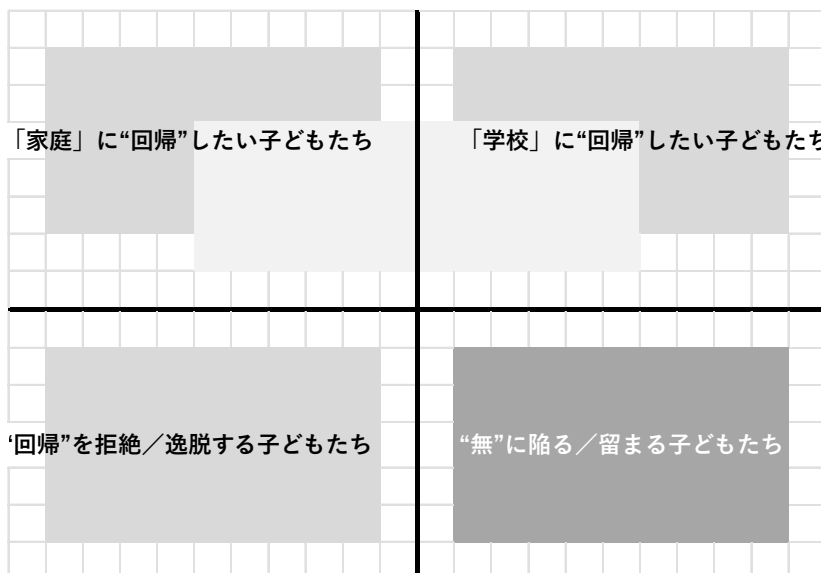
“公共”が占有する“一時保護”の処遇実際に課題が多いことも確かだが、被虐待への対応など“公共”だからその役割も大きい。公設公営の“一時保護”の“場”と“所”をよりよくしていく必要は変わらない。

“それ以外”から学ぶ、学べるルートを用意し、“それ以外”に開かれた経験交流を継続できる「プロセス」が求められる。建築面での“その後”の関わりのプロセスは、そうした交流の手がかりとなる。

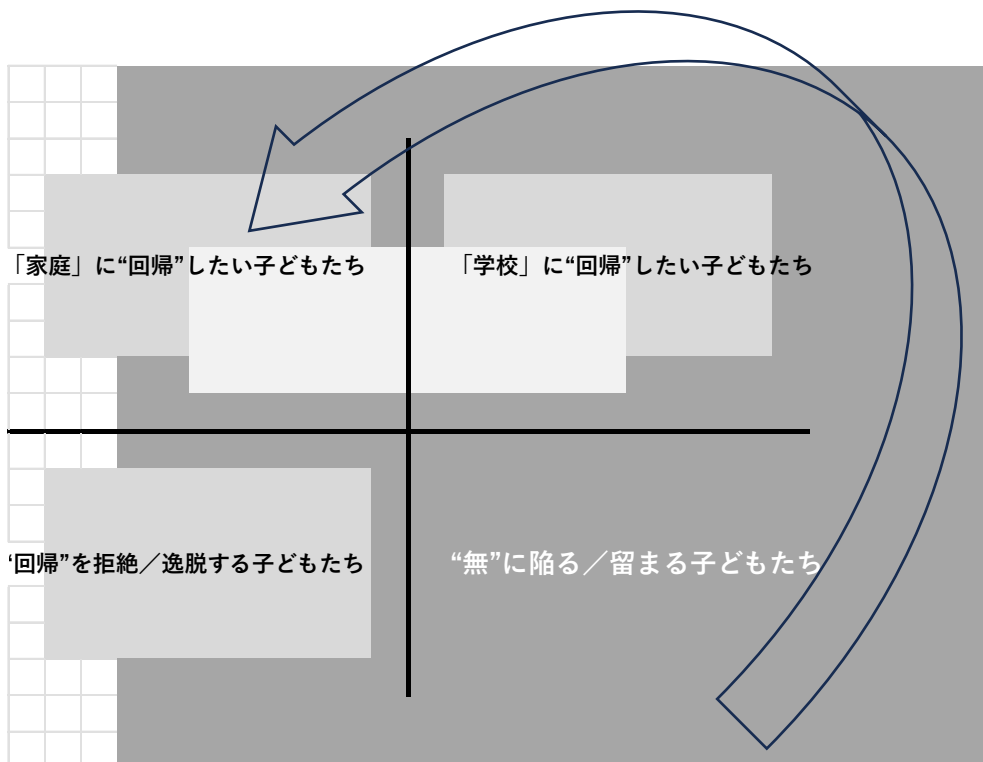
### 「一時保護所」に“住む”子どもたち

#### 「一時保護所」にいる子どもの四つの相——子どもたちの語りから

“一時保護”措置された子どもが「施設」の中で「規範」的場面にどのように対峙しているのかを語りから探ると、「規範」への“回帰”と“拒絶”、そうした主体性を失い“無”に陥る四つの様相が見出された。



“無”の中には、「感情の記憶がない」から「無感覚」「自己愛／自己同一性喪失」「自傷」「自死念慮」「解離」に至るまでのさまざまな様相が存在し、“回帰”を望む子どもの“間”にも「自分」を“無くして”あるいは抑えて大人の価値観にすり寄ろうとする語りがある。“無”に陥る領域が他の三つの相を覆う。



## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

子どもの応答で最大の、そして「これから」ますます拡大する問題状況は「無」への落下だが、そこに少しでもアプローチできるようにするためには、“一時保護”の役割として、これまでとは異なる位相になるであろう「ケア Care」と「治療 Cure」をどう考えるかになっていくように思われる。

“一時保護”の役割／機能の「これから」として考えたい。

拒絶／逸脱する（さらに「無」に陥る）子どものいる状況／状態は、地域や施設ごとの違い、地域格差の存在にも規定される。もちろん施設運営に表れる「全制的」性格が強ければそれだけ拒絶される。運営上の問題や地域格差などは規定事実化しやすいが、変えていくことはできる。空間／環境も…。

### 「規範」の“外”に手が届く／“もう一つ”の空間／環境構成を想起／提起する

“堅い／固い”建築に存続し続ける空間／環境構成の課題としては、疑似「家庭」的領域と疑似「学校」的領域のあり方を再考することから始まる。「近代規範」を廃棄するのではなく、「規範」が依拠する“場”としての「家庭」「学校」の決まり切った／規範的な姿の一元的な空間／環境構成の像／目標空間イメージを相対化する。そのためには、現実の様々な取り組みが参照枠となる。

例えば、「学校」的規範への“もう一つ”の可能性は「フリースクール」「オープンスクール」など、「家庭」的規範へは「グループホーム」「グループリビング」など、名付けられてはいないが子どもだけの「お泊まり」「合宿」など、多くの取り組みがある。「家庭」的規範と「学校」的規範の間をつなぐような「子ども食堂」などもあり、いずれも近代規範から逸脱した／はじき出された子どもの多く、きわめて多くの子どもたちが「規範」への回路を保持しつつ“もう一つ”の「居場所」を得ている。

そうした“もう一つ”の「居場所」性を“一時保護”の“場”と“所”に付与していくことが、「一時保護所」の先の見えない限界を乗り越えるきっかけになる。そのための空間／環境構成の課題と方法を探る。

そのためには、「家庭的」であるべきという言説を再考しながら、そこに流れる規範「近代規範」的視線を再考し、「こうであるべき」だけでなく「こうかもしれない」子どもの姿を掬い上げることのできる空間／環境構成の課題を設定する必要がある。その多くは二律背反する課題となる。けれど、課題が見えてくれば、建築／建築行為としても、試行錯誤的ではあるが対応していける。

社会的養護のかたちとしての“一時保護”の特異性は、その「一時」性と子どもの「全」生活を包摂することの間にある過剰と不可能性にある。

そのため、その“外”からの視点にあって「家庭的であること」が求められることと、その“内”に「家庭」と「学校」の疑似規範的な“場”が求められることには、つながるところと異なるところがある。

「施設」が「家庭的であること」と「家庭」を十全に内包することは、一致しつつ離れる。

## 「一時保護所」に“住む”子どもたち

### <その2> “一時保護”の“場”と“所”として用意された建築空間の歴史の変遷を概観する

歴史的には日本の近代初期である明治期からすでに、子どもへの近代規範を用意する、当時としてはこれから確立しようとする動きの中で、石井十次「岡山孤児院」留岡幸助「家庭学校」などの試行錯誤的な取り組みがあり、実際に近代規範がつかの間実現した戦後経済成長期を超えて今も参照され続ける。

ただ、それらは「回復」までの入所施設で、「鑑別／アセスメント」を主とした一時的施設ではない。

戦後の「浮浪児」対策における「保護所」は「収容」中心だったとも言われるが、その後の「一時保護所」は子どもを措置する上での通過／移行施設としてその役割が徐々に変化／変質し、複合化する。「行動観察」のための「短期入所」が主となり、「緊急保護」の受け入れはそれに付随する。

その後、およそ 1990 年代頃から、虐待事案の急増を受けて「緊急保護」の重要性が増す。しかし、平面計画上は「緊急保護」が「短期入所」空間と明確に分離される事例はまだ多くない。同一の建物「施設」の中ではあっても「緊急保護」の領域が「入所」領域と離れて独自に設置されるのは 2010 年以降の平面計画に顕著になる。「緊急保護」が役割／機能として独立し、空間として明確に区分される。

それに先行して、「一時保護所」の長期化と子ども像の複雑化に場当たりの呼応するように、「短期入所」内での機能が拡張しそれぞれの機能が分離独立し続ける。

「入所」内の“公共圏”をつくる共同的機能空間は、その早い時期では時間と行動による「使い分け」のような融合的な空間性がみられた。昼間の子どもの居場所はほぼ同じであり、その中で完結する「共同体」をイメージしてつくられた多くの「施設」の縮小版のように見える。“親密圏”であるはずの個の空間も「大部屋」で、あくまでも「共同」生活を前提に、そして理想像ともしている。

「逸脱」の受け止めは、社会に通底する“一般的”な規範からの“場”である「家庭」「学校」的なあり方とは違う、けれど「学校」に付随する寄宿舎や「家庭」を補強する「若者宿」のような、「規範」的“場”につながる「共同」的な“場”のあり方が見え隠れする。夫婦小舎制への言及も間欠的に出てくる。

その後の「入所」内の機能拡張と分離独立は、多くの「専用室」を「施設」内に用意して展開する。

それと同時に、「入所」内で「家庭」的領域と「学校」的領域が明確に区分／境界設定化され、“昼”と“夜”の世界が分かれていく。「居室」は“夜”あるいは就寝にしか使わせないといったルールも強まる。

この段階ではまだ、「家庭」的領域の充実よりも「学校」的領域での機能と空間設備の充実が目立つ。“一時保護”での学習が「学校」から逸脱／排除された子どもの学力を確かに上げることも「入所」内での「学校」的領域の充実を後押しする。同時に、「入所」内に「家庭」的領域が少なく居場所が限定される子どもにとって「学校」的領域の内容の多様化は長く閉じられた“昼”の「居場所」を用意する。

新しい段階になると「個室化」「ユニット」など「家庭」的領域の充実が、制度としても言及される。

一方で、「家庭」的領域と「学校」的領域の分離独立化、それぞれの領域内での性別、長幼別の分離独立化が志向される。ただし、これらの分断線にはあいまいになる視点／視座も多い。領域を分けるときの「食堂」と「ダイニング」のような“食”の“場”を何処に置くか、領域内での数的割合や同一性の不安定をどう考えるかなどは、すでに現場の議論にも上る。

被虐待の子どもの増加はその困難課題とくに心理的課題とその対応の複雑化、複合化を高めていて、これまでのような領域間の“昼”と“夜”での規律的移行や移動、領域内での支援者側の規律と子どもにとっての構造化された行動規律の齟齬など、空間の単純な区分と多様化で対処できる次元を超えている。

「一時保護所」に「住む」子どもたち

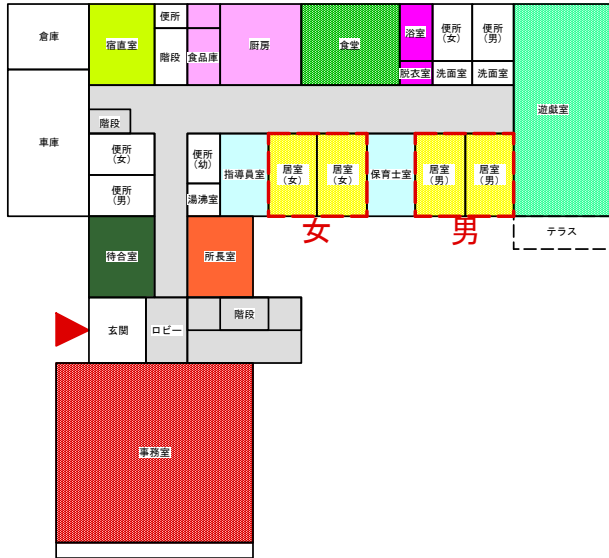
平面計画の変遷からみた「一時保護所」の疑似「家庭」領域と疑似「学校」領域の配置

(地域状況や定員設定などの要因から「一時保護所」形状も決まっており、一概には言えない・・・)

平面計画から疑似「家庭」領域と疑似「学校」領域の分離独立とその空間諸室による充足度をみる。

■1970～80年代の施設では「家庭」領域と「学校」領域は未分化で空間として連続する所が目立つ。

「居室」は大部屋で集団処遇であるとともに、「学習」は食堂やプレイルームで付加的に行われる。



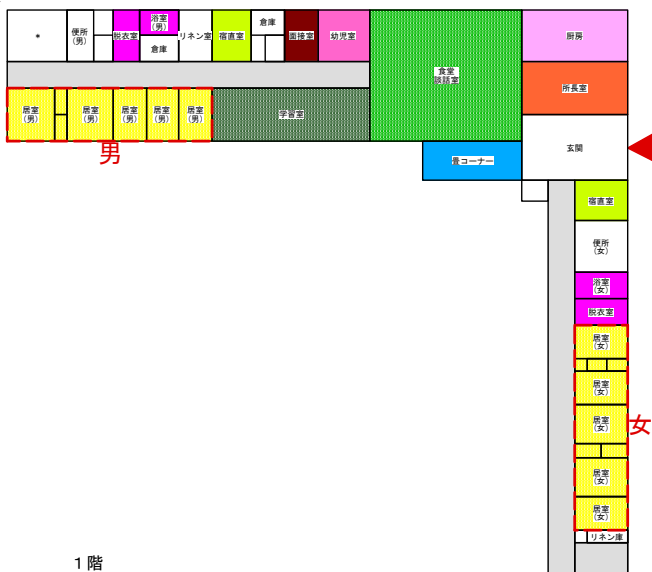
1階

1970～80年代の例

「家庭」規範／「学校」規範ともに明確には領域化されず、「一時」的な「入所」と想定されている。

■2000年前後からは「一時保護所」の大規模化／定員と施設の巨大化の事例が目につくようになる。

小・中規模でも、性別で区分された大部屋型「居室」群による「家庭」領域と、それとつながる／中間にある専用の「学習室」を設けて「学校」領域を想定する。まだ「食堂」がすべての“公共圏”の中心で、「家庭」「学校」領域の両方を従える。「一時保護所」の空間上は“親密圏”に特化したところはない。



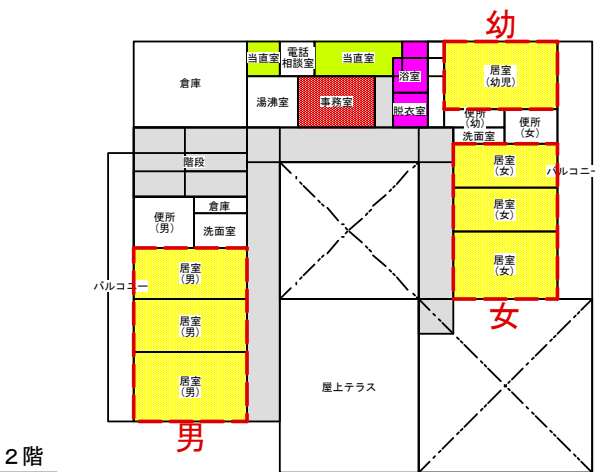
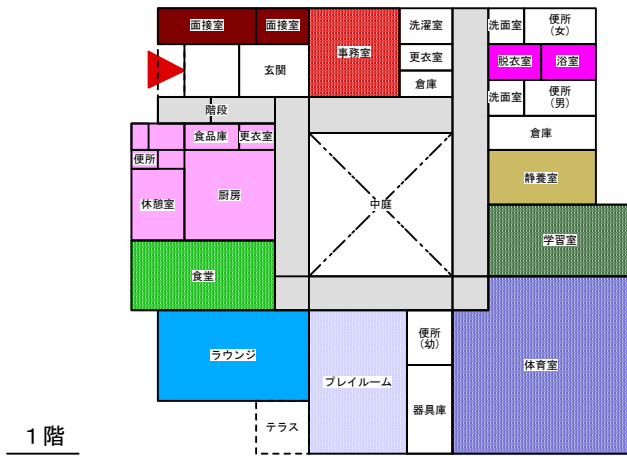
1階

1990～2000年代の例



「一時保護所」に“住む”子どもたち

■2010年頃の例では、居室領域を明確に男女区分するとともに、その独立性を担保／管理する「事務室／宿直室」が用意される。「居室」だけではあるが、疑似「家庭」領域として“夜”の“親密圏”となる。



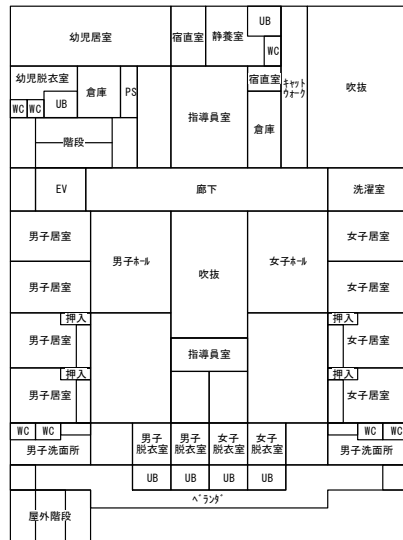
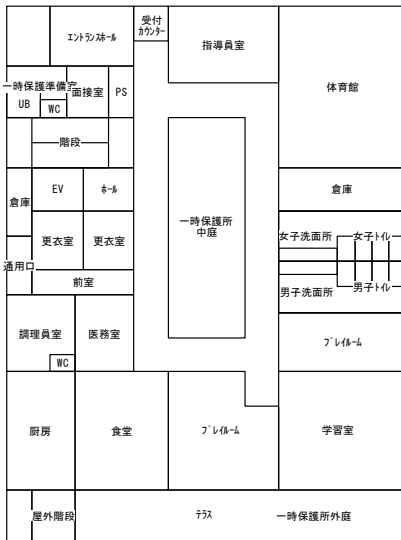
疑似「学校」領域は“昼”の領域空間として分離独立し、空間内容も多様化して“公共圏”が充実する。「食堂」は昼食だけでなく朝、晩も利用されるが、施設の中心ではなくなりつつある。“圏域”の区分は強まるが、“中心”を何処にするかは施設ごとに異なり、“中心”がない／見えない“所”も多い。

■2020年代に新規計画等で計画、実現している例では、疑似「家庭」領域において、「居室」の個室化だけでなくリビング機能空間の併設などで“親密圏”としての独立性／独自性が高まる。一方で、男女領域は境界の装置化／分断閉鎖面ともなる扉などと、境界領域の空間化、そこでの「ステーション」や「宿直室」、監視カメラなどによる管理／監視視線の強化などが標準化されつつある。

疑似「学校」領域では、「学習室」の複数化や「プレイルーム」など“遊び”空間との分離と併設、「体育室」の標準装備などによって、「学校」的規範が機能的に通底する“公共圏”ができつつある。

揺れ動いているのは「幼児」領域のあり方で、「児童」と分離する所、同一平面に融合する所など。

「一時保護所」に“住む”子どもたち



■令和六年内閣府令第二十七号『一時保護施設の設備及び運営に関する基準』において、居室領域での「ユニット化」と「個室化」の導入、設備空間の充足、屋内運動場／屋外運動場の整備などが示されていて、疑似「家庭」領域と疑似「学校」領域の分離独立化と充足化が進むと思われる。さらに、「医務室」「静養室」などへの言及も合わせると、子どもへの「医療化」と“一時保護”の「施設化」／全制的施設へもつながりかねない「逸脱」の枠組みを用意するかもしれない。建築計画的には「脱・施設化」が要請されるなかで、単一／単独の「閉じた／閉じられた”場”と“所”≡「施設」を前提にした政策的／制度的視線がもたらす矛盾は、空間／環境を構成するための課題認識を錯綜させる。

令和六年内閣府令第二十七号『一時保護施設の設備及び運営に関する基準』

第十五条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第十九条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- 三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- 四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 五 少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。
- 六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- 七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- 九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。